

申14号

地方機関における提案事項「担当業務間の相互運用」に関する緊急申し入れ 団体交渉を行う！

1. 本部・本社間において全支社、かつ、全乗務員の労働

条件に関する「担当業務間の相互運用」を提案しなかった理由について明からにすること。

- 就業規則内での運用の話であり、あくまで地方での議論なので本社・本部間で提起するものではないことは以前伝えた通りである。
- 運転士と車掌の業務を相互に運用していくことであり、これまでの就業規則の中でも可能ではある。働き方を推進していく中で改めて考え方を示している。制度設計などに関するものであれば本社・本部間での提案となる。提案する、しないは会社の判断になる。
- 全支社で提案していると認識しているが、具体的な運用を検討、対応する各機関において考え方を示したということ。ワンマン拡大の時とは性質が異なる。
- 地方から問い合わせがあれば対応している。各地方での提案内容について本社から話をしているので、そこで考え方が違うということはない。
- 本社・本部での提案があってもいいという主張は否定するものではない。本社・本部で提案しないから議論しないということではない。地方に任せているということでもない。
- 具体的な運用となると非常に個人に関わるものもあるので、団体交渉の場に馴染むのかということもある。相互運用することが提案なのかということではない。

2. 地方機関で提案した乗務主務、乗務主任、乗務指導係、乗務係における「担当業務間の相互運用」の具体的な内容及び目的について明らかにすること。

- 運転士が交番に入って車掌を行う、一つの行路の中で車掌を行う、また、指導担当が車掌を乗務することなどさまざまなケースがあると考えている。運転士ではなく車掌をやりたいなどさまざまな社員がいるので、チャレンジできるように整えることが必要である。
- 例えば、乗務係～乗務主務間の職制間での運用ではなく、運転士～車掌間という担当の業務間の中での運用になる。
- 会社としては混み運用の定義はないので、担当業務間の相互運用という表現になる。
- 運転士が車掌を行うことで運転士目線での車掌業務を行える、またその逆もあり、相互に安全とサービスレベルの向上が図れると考えている。
- 線区特情や必要な訓練を行えば問題はないと考えている。各区所に合わせた必要な教育・訓練を行っていく。
- 今後の輸送体系や乗務線区の状況によって変わってくるので、それに備えて柔軟な運用にしていかなければならない。
- 要員や行路の中で変化があればきちんと示して、提起があれば地方の中で議論していくことになる。

本部・本社間での提案の必要性について認識合わず！